



相談・申請

- ・市区町村の障害福祉担当窓口や相談支援事業者に相談します。
- ・サービスの利用を希望する場合は、市区町村の障害福祉担当窓口に申請します。

障害支援区分認定



認定調査

- ・市区町村の認定調査員と面接します。
- ・全国共通の質問票により、心身の状況に関する 80 項目と概況の調査が行われます。

一次判定

- ・認定調査及び医師意見書の一部の結果に基づき、コンピューター判定が行われます。



医師意見書

- ・かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などの意見を求めます（市区町村が依頼します）。



二次判定

- ・一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、市区町村審査会で二次判定を行います。



認定・結果通知

- ・二次判定の結果に基づき、非該当、区分1から区分6の認定が行われます。



サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画案の提出

- ・市区町村から計画案の提出が求められている場合は提出します。
- ・サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業者が作成しますが、申請者自身による作成も可能です。



支給決定

- ・市区町村では、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画などを踏まえてサービスの支給量などを決定し、申請者に通知します。



サービス等利用計画の作成

- ・決定した内容に基づき、指定特定相談支援事業者はサービス等利用計画を作成します。申請者自身による作成も可能です。



サービスの利用開始

- ・申請者は、サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。
- ・サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

※同行援護、訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、地域相談支援給付の利用を希望する場合は、上記とは手続きの流れが異なります。詳しくは市区町村の担当窓口にお問い合わせ下さい。